昭和三十三年二月二日から昭和三十三年三月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年一月までのいずれかの月に限る。）から令和十年一月まで
昭和三十三年三月二日から昭和三十三年四月一日まで	前納する月（令和八年四月から令和十年二月までのいずれかの月に限る。）から令和十年二月まで

八　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　保険料を前納する月から法第八十八条の二に規定する期間（以下「産前産後免除期間」という。）が開始する月の前月までの期間

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

ハ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和十年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

九　（略）

十　前納する月から令和八年六月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

十一　前納する月から令和九年三月までの全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年七月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

十二　前納する月から令和八年六月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

十三　前納する月から令和九年三月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年七月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

十四　前納する月から令和八年六月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年三月から令和八年六月までのいずれかの月に限る。）から令和八年六月まで

十五　前納する月から令和九年三月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和八年七月から令和九年三月までのいずれかの月に限る。）から令和九年三月まで

昭和三十二年二月二日から昭和三十二年三月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年一月までのいずれかの月に限る。）から令和九年一月まで
昭和三十二年三月二日から昭和三十二年四月一日まで	前納する月（令和七年四月から令和九年二月までのいずれかの月に限る。）から令和九年二月まで

八　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ　保険料を前納する月から、法第八十八条の二に規定する期間（以下「産前産後免除期間」という。）が開始する月の前月までの期間

ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から、令和八年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

ハ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

九　（略）

十　前納する月から令和七年六月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

十一　前納する月から令和八年三月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年七月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

十二　前納する月から令和七年六月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

十三　前納する月から令和八年三月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年七月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで

十四　前納する月から令和七年六月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年三月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで

十五　前納する月から令和八年三月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者　前納する月（令和七年七月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。）から令和八年三月まで